

第28回滝沢市農業委員会総会会議録

1 日時 令和4年9月26日(月) 午前10時20分

2 場所 滝沢市役所防災庁舎 2階 201・202会議室

3 日程

日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 業務報告について

日程第 4 議案第 1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

日程第 5 議案第 2号 農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について

日程第 6 議案第 3号 農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について

日程第 7 報告第 1号 第2回総務小委員会の報告について

日程第 8 報告第 2号 第4回農地小委員会の報告について

日程第 9 報告第 3号 農地の転用事実に関する照会に対する報告について

日程第10 報告第 4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について

日程第11 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について

4 出席委員

農業委員

1番委員 駿河 信一

2番委員 太田 豊

4番委員 佐藤 恵一郎

5番委員 武田 美紀

6番委員 高橋 敏彦

7番委員 吉清水 秀明

8番委員 大森 泰英

9番委員 齊藤 新一

推進委員

藤村 与志夫

5 欠席委員 3番委員 新田 義修

6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局 事務局長 佐々木 澄子

〃 主任主査 細川 直樹

〃 主 査 高橋 昂希

〃 主 事 鈴木 伸空

開会時刻 令和4年9月26日（月） 午前10時20分

議長 只今の出席農業委員は現在7名であります。定足数に達しておりますので本総会は成立いたします。
なお、本日は推進委員1名が出席しています。
日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。
議事録署名人につきましては、8番大森泰英委員と1番駿河信一委員を指名します。
書記には、事務局の細川主任主査と高橋主査を指名します。
日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。
本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

佐々木事務局長 第28回滝沢市農業委員会総会業務報告、令和4年8月26日から令和4年9月26日までとなります。議案書は2ページ及び3ページをご覧ください。

（第27回総会開催日の翌日以降の業務実績を報告）

議長 それでは議事に入ります。
日程第4、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。なお、事前にご説明しましたが、議案の朗読説明は省略とし、補足説明のみといたします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は5ページから7ページまでをご覧ください。
整理番号1番の申請内容及び意見書案につきましては、議案書記載のとおりとなっております。申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の辺縁部に位置することから第1種農地と判断されると考えられますが、転用面積が既存施設の面積1,809.06平方メートルの2分の1以内の面積であることから、農地転用目的の不許可の

例外規定における既存施設の拡張に該当するものと見られます。また、資金計画は全額自己資金によるものであり、金融機関からの残高証明により事業の確実性について確認しているところです。なお、本件は本年1月の第20回総会において滝沢農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見の決定についてご審議いただいた案件となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告につきましては、第20回総会の議案第4号で報告済みですので省略します。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可相当とすることに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてを議題とします。

本案件の整理番号1番及び2番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限があります。整理番号1番及び2番は7番吉清水委員が該当します。

つきましては、最初に整理番号1番及び2番を審議し、次に整理番号3番を審議することについて、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、最初に整理番号1番及び2番を審議し、次に整理番号3番を審議することとします。

それでは、整理番号1番及び2番を審議します。議事参与の制限があります7番吉清水秀明委員の退席を求めます。

(7番吉清水秀明委員退席)

(5番武田美紀委員入場)

議長 事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第2号整理番号1番及び2番について補足説明させていただきます。議案書は9ページをご覧ください。

議長 暫時、休憩します。

 (10時29分休憩)

 (10時30分再開)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

高橋主査 議案第2号整理番号1番及び2番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

 以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、駿河信一農業委員、吉清水一之推進委員、宮林和徳推進委員が行っております。

 本案件の現地調査報告を駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番駿河です。それでは私の方から議案第2号整理番号1番及び2番について、令和4年9月16日に吉清水一之、宮林和徳両推進委員と共に現地調査を実施しましたので、ご報告申し上げます。

 整理番号1番及び2番の農地につきましては、いずれの現地も全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてであります。事務局の説明及び別添の農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

 以上で議案第2号整理番号1番及び2番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

 (質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

 議案第2号整理番号1番及び2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 (挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号整理番号1番及び2番は原案のとおり決定いたしました。

7番吉清水秀明委員の入場を許可します。

(7番吉清水秀明委員入場)

議長 7番吉清水委員にお伝えします。議案第2号整理番号1番及び2番につきましては、挙手全員で決定しました。

議長 続きまして、議案第2号整理番号3番を審議します。
事務局より説明させます。

高橋主査 それでは私の方から議案第2号整理番号3番について補足説明させていただきます。議案書は11ページをご覧ください。

整理番号3番は、作業受託により作業している農地を買い受ける案件となっております。

以上、議案第2号整理番号3番については、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番駿河です。それでは私の方から議案第2号整理番号3番について、現地調査を実施してまいりましたので、ご報告申し上げます。

整理番号3番の農地につきましては、全体として広く農地として活用されていることが確認できました。農地の全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は全て耕作されており、保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で議案第2号整理番号3番の現地調査報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号整理番号3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号整理番号3番については原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

細川主任主査 議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について補足説明いたします。案件は1件です。議案書は15ページ及び16ページをご覧ください。
整理番号1番は、航空写真等により調査したところ農地でなくなっているから既に20年以上経過していることから、要領に基づき判断しますと証明することに問題はないものと考えられます。
以上で補足説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告を駿河農業委員にお願いします。

駿河農業委員 1番駿河です。それでは私の方から議案第3号について、現地調査を実施しましたので報告いたします。
整理番号1番の申請地の位置は、小岩井駅より北へ約1.3キロメートルのところにあります。周囲の状況ですが、東側及び南側は宅地、西側は山林及び原野、北側は農地になっており、現地は樹木は伐採されていたものの大きい根が残り、長年雑草に覆われていたようで原野化していました。
以上について調査の結果、申請地は耕作されておらず、既に農地性はないものと見受けられました。
以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 無ければ質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長 日程第7、報告第1号、第2回総務小委員会の報告について、総務小委員会大森副委員長より報告をお願いします。

大森副委員長 それでは、私の方から報告をいたします。報告第1号、第2回総務小

委員会報告。総務小委員会副委員長の大森です。総務小委員会報告につきましては委員長が議長でありますので、副委員長の私から第2回総務小委員会の結果を報告させていただきます。

第2回総務小委員会は、8月25日に齊藤委員長以下5名の委員と事務局職員で令和4年度滝沢市農業委員会活動計画の前期の活動の実施状況を確認し、後期の活動計画について協議しました。

前期の実施状況の確認では、農地パトロールにおけるドローンについては有効であり、今後も活用していくことといたしました。また、後期の計画として引き続きコロナの動向を見ながらにはなりますが、事前に参加者が検査をするなど、できる限り安心できるような形で研修等が実施されるように事務局に一任いたしました。その他、太陽光発電等についても情報共有を行っていくことといたしました。

以上、第2回総務小委員会の委員長報告といたします。

議長

日程第8、報告第2号、第4回農地小委員会の報告について、農地小委員会太田委員長より報告をお願いします。

太田委員長

農地小委員会委員長の太田です。それでは私の方から第4回農地小委員会の結果を報告させていただきます。議案書は20ページをご覧ください。

9月7日に農地小委員会委員7名と事務局職員で新規就農者の就農状況現地調査について協議いたしましたので、その協議結果についてご報告いたします。

農地小委員会では、新規就農者について営農計画に基づき営農されているか、就農後3年間確認及びサポートをしております。現在のサポート対象者は、就農から3年までの方が8名、就農から3年経過しているものの継続サポートが必要と判断された方が2名の合計10名でございます。今年度のサポートについては、より効果的に行うため事前に対象者に対し農業経営の状況を確認するためのアンケートを実施し、その結果をふまえ再度農地小委員会を開催して、サポート方法・体制を検討することといたしました。また、新規就農者の耕作している農地の状況確認については事前に事務局が実施することとし、次回農地小委員会開催時にその写真を参考資料として提示することにいたしました。なお、昨年度から農業次世代人材投資資金を活用している者は、市農林課で定期的に現地調査及び経営状況調査を行っていることから、調査対象者からは外すこととしております。

以上で農地小委員会の報告を終わります。

議長

日程第9、報告第3号、農地の転用事実に関する照会に対する報告について、及び日程第10、報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、及び日程第11、報告第5号、農地法第18条第6項の規定による通知についてにつきましては、お手元の議案書21ページからのとおりとなっておりますのでご確認願います。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって、第28回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 令和4年9月26日（月） 午前10時44分

議 長

会議録署名人 8 番委員

会議録署名人 1 番委員

これは原本である。

令和4年9月26日

滝沢市農業委員会会長 齊藤 新一